

平成 21 年 3 月 6 日

各 位

会社名 株式会社ベストブライダル  
(コード番号 2418 東証マザーズ)  
代表者名 代表取締役社長 塚田正之  
問合せ先 取締役 管理部長  
藤谷 知治  
(TEL 03-5464-0081)

(URL <http://www.bestbridal.co.jp>)

### 定款変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 27 日開催予定の第 14 期定時株主総会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

記

#### 1. 変更理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)の施行に伴い、当社定款規定のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿、株券喪失登録簿に関する文言を削除し、附則を新設いたします。併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第 7 条 当会社の株式については、株券を発行する。 (株主名簿管理人) 第 8 条 (条文省略) (2) (条文省略) (3) 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。 (株式取扱規程) 第 9 条 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	(削除)  (株主名簿管理人) 第 7 条 (現行どおり) (2) (現行どおり) (削除)  (株式取扱規程) 第 8 条 株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続等については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) (条文省略)</p> <p>第11条～第45条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>第10条～第44条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p>第1条 <u>当社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載又は記録に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当社の株券喪失登録簿への記載又は記録は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条乃至本条は、平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会

平成 21 年 3 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日

平成 21 年 3 月 27 日 (予定)

以 上